



# 町田市福祉のまちづくり総合推進条例

## ～ 建築物に係る事前協議について ～

条例規則で定める特定都市施設（都市施設のうち用途に応じて一定規模以上の施設）を新築又は増築や用途変更等する場合、建築士等に計画設計相談した上で、建築確認申請又は工事着手前に事前協議の申請が必要です。

特定都市施設の用途・規模に応じて、適用される遵守基準は異なります。

次のページに用途・規模に応じて遵守基準となる整備項目を示した表を掲載しています。

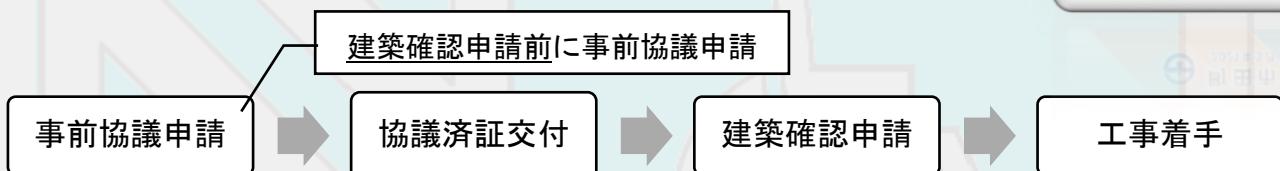
各整備項目における遵守基準の詳細及び条例の詳しい内容については、  
町田市ホームページより「町田市福祉のまちづくり総合推進条例  
整備基準等マニュアル - 建築物・共同住宅等-」をご確認ください。  
【町田市公式ホームページ>医療・福祉>福祉のまちづくり総合推進  
条例（ページ内に整備基準等マニュアルのリンクがあります）】



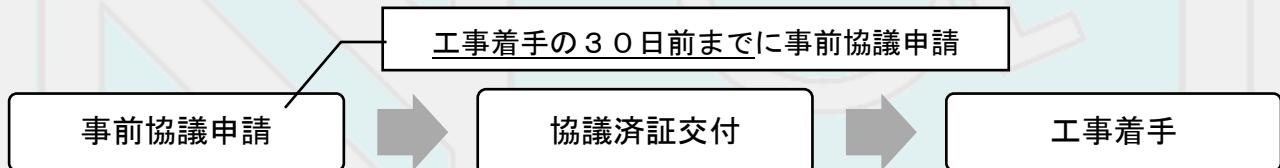
### <事前協議の手続きについて>

申請時期は計画によって異なります。

#### ●建築確認申請が必要な場合（新築の場合、増築等の場合等）



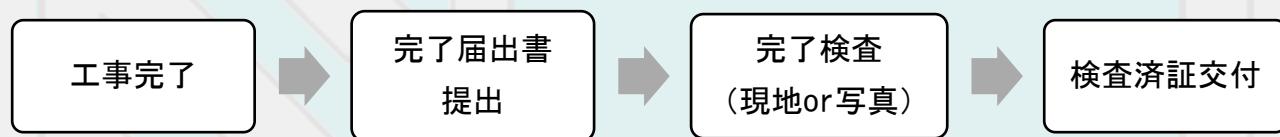
#### ●建築確認申請を伴わない場合（既存施設の用途変更等の場合）



標準的な協議期間は概ね30日程度です。（協議内容により前後します）

### <工事完了後の手続きについて（検査）>

工事完了後は完了検査を行います。（現地検査又は写真検査）



各申請手続きに必要な様式は、下記ウェブページからダウンロードできます。

【町田市公式ホームページ>暮らし>住まい・道路>都市づくり>建築行為関係>  
建築物の事前協議・届出>福祉のまちづくり総合推進条例に関する手続きについて】



## 町田市福祉のまちづくり総合推進条例事前協議

## 対象施設（建築物）と遵守基準となる整備項目

都市施設の名称		特定都市施設となる都市施設の規模 網掛け部分が特定都市施設となる規模				
		床面積（以上～未満）				
		300m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>	3,000m <sup>2</sup>	2,000m <sup>2</sup>	5,000m <sup>2</sup>
1	学校等施設	学校(幼稚園を除く。)	●	●	●	●
		幼稚園			●	●
		その他これらに類する施設	●	●	●	●
2	医療等施設	病院又は診療所 (患者の収容施設を有するもの。)			●	●
		診療所 (患者の収容施設を有しないもの。)	●	●	●	●
		助産所、施術所等	★	●	●	●
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設	●	●	●	●
4	集会施設	集会場 (冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200m <sup>2</sup> を超えるものに限る。)			●	●
		公会堂	●	●	●	●
		集会場 (冠婚葬祭施設を含む。全ての集会室の床面積が200m <sup>2</sup> 以下のもの。)			●	●
		公民館 その他これに類する施設	●	●	●	●
5	展示施設等	展示場その他これに類する施設	●	●	●	●
6	物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			●	●
7	宿泊施設	ホテル、旅館その他これらに類する施設			●	●
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署			●	●
		事務所(他の施設に附属するものを除く。)	●	●	●	●
9	共同住宅等 <sup>※1</sup>	共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿その他これらに類する施設	●	○	○	○
			☆ <sup>※3</sup>	☆ <sup>※3</sup>	☆ <sup>※3</sup>	☆ <sup>※3</sup>

【福祉のまちづくり総合推進条例の事前協議が必要な遵守基

●:建築物(共同住宅等以外)の遵守基準 ★:小規模建築物の遵守基準

#### ○:共同住宅等の遵守基準

守基準 ★:小規模建築物の遵守基準

○:共同住宅等の遵守基準 ☆:共同住宅等の小規模建築物の遵守基準

※1 共同住宅等に利用居室等・みんなのトイレ(車椅子使用者用便所)・障がい者用駐車区画がある場合は、そこまでの経路が移動等円滑化経路等となり、建築物(共同住宅等以外)の遵守基準が適用される。

※2 1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満かつ階数が4以下の場合、エレベーターの遵守基準は適用しない  
※3 計画戸数が9戸以上かつ用途に供する部分床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>未満の施設

都市施設の名称			特定都市施設となる都市施設の規模																			
			網掛け部分が特定都市施設となる規模																			
10	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類する施設	床面積（以上～未満）																			
			300m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>	3,000m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>	2,000m <sup>2</sup>	5,000m <sup>2</sup>													
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
11	運動施設 又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場その他これらに類する施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
			★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
12	文化施設	博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13	公衆浴場	公衆浴場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14	飲食店等	飲食店	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15	サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15		一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16	工業施設	工場その他これに類する施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
17	車両の停車場を構成する建築物	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18	自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る。)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		上記以外の自動車の停留又は駐車のための施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		自動車修理工場、自動車洗車場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		給油取扱所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		自動車教習所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
19	公衆便所	公衆便所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
20	公共用歩廊	公共用歩廊	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
21	地下街	地下街その他これに類する施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
22	複合施設	1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

遵守しなければならない整備項目(●★)																					施設利用者別用途一覧		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			
移動等円滑化経路等	出入口	廊下等	授乳場所等	階段	傾斜路(屋内)	エレベーター・昇降機等	その他の特殊な構造又はその他の形態	便所(トイレ)	浴室又はシャワールーム	宿泊施設の客室	観覧席・客席	敷地内の通路(屋外)	駐車場	標識	案内設備までの経路	公共交通路	レジ通路	洗面所等	更衣室・脱衣室	手すり	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	左記以外
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。) 老人福祉センター、	



## ●事前協議について

事前協議申請は、紙申請（正副2部）にてご提出ください。（オンライン申請不可）

特定都市施設整備計画（変更）協議申請書	
特定都市施設整備項目表	
委任状	代理人が手続きをする場合
付近見取図（案内図）	
配置図・各階平面図	移動等円滑化経路等、有効寸法など 各整備項目への適合が確認できるもの
立面図・断面図	2面以上
その他（必要に応じて）	エレベーター、昇降機詳細図、階段詳細図、 便所詳細図、等

## ●工事完了後の手続について

完了検査は「現場検査」または「写真検査」になります。どちらの検査になるかは、事前協議の際にお渡しする「特定都市施設整備協議済証」の備考欄に記載しています。

現場検査	完了検査は原則火曜日・木曜日に行ってます。 完了検査希望日の二週間前までに電話で予約をしてください。 電話予約後、検査日の10日前までに完了届を提出してください。
写真検査	必要書類に加え、写真と写真の撮影位置方向図の添付が必要です。 完了届出書の受付後に写真検査を行います。

完了届は、紙申請（正副2部）またはオンライン申請にてご提出ください。

特定都市施設整備完了届出書		現場検査 の場合に 提出	写真検査 の場合に 提出
特定都市施設整備項目表の写し	事前協議時に提出したものを添付		
委任状（必要に応じて）	事前協議時に検査の委任を受けていない場合		
写真の撮影位置方向図	配置図、平面図等に撮影位置を示す		
整備箇所の適合状況のわかる写真	寸法、勾配等の写真は数値が読み取れるように撮影		

### 【町田市福祉のまちづくり総合推進条例～建築物に係る事前協議について～】

（お問い合わせ先）町田市都市づくり部土地利用調整課土地調整係（電話）042-724-4256



障がい者用駐車区画